

国空予管第587号  
平成22年9月30日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

「契約後VE方式の試行に係る手続きについて」の一部改正について

標記について、「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付空経第212号）を一部改正することとしたことに伴い、「契約後VE方式の試行に係る手続きについて」（平成11年3月30日付空経第170-3号、空建第43-3号）についても、下記のとおり改正することとしたので、平成22年10月1日以降、準備ができ次第速やかに適用することとし、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知願います。

#### 記

1. 工事標準請負契約書への追加事項として、別紙記載例の第3条によるものとされていたが、当該条文が工事標準請負契約書に追加されたことから、削除する。
2. 別紙中の「甲」を「発注者」とし、「乙」を「受注者」に改める。

## 契約後V E方式の試行に係る手続きについて

制定	平成11年3月30日	空経第170-3号 空建第43-3号
改定	平成16年6月18日	国空経第274号
改定	平成19年3月30日	国空予管第937号 国空建第174号
改定	平成22年9月30日	国空予管第587号

受注者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後V E方式の試行に係る手続きを定めたので、当分の間、下記事項に留意の上、実施されたい。

なお、本手続と異なる方法により契約後V E方式の試行を行う場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

### 記

#### 1. 対象工事

- (1) 一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の工事。ただし、支出委任工事、委託工事は、委任者又は委託者の了解が得られたものに限る。
- (2) (1) 以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、航空局長又は地方航空局長（以下「航空局長等」という。）が必要と認めた工事。

なお、対象とされた工事については、契約後V E方式である旨を工事請負契約書で明記するものとし、「航空局関係の工事標準請負契約書」（平成8年3月19日付空経第2112号）に追加すべき事項は別紙の記載例によるものとする。

#### 2. 提案を求める範囲

V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、工事の実状に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は含めないこととする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- (3) 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

### 3. 提案の提出期間等

V E 提案の提出を受け付ける期間は、原則として、当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実情に照らし適宜対応することができるものとする。

### 4. 提案の審査

(1) 航空局長等は、V E 提案の審査及び評定を行うため、V E 審査委員会を設けるものとする。

(2) 航空局V E 審査委員会の構成員は、原則として、当該工事を所掌する部の長、課の長、担当課長補佐、専門官等及び予算・管財室管財補給管理室長とするものとする。

なお、地方航空局にあっては別に定めるものとする。

また、V E 審査委員会は、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

(3) 提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位にあると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

### 5. 提案の採否の通知等

航空局長等は、V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。その際、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して行うものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

### 6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、航空局長等は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、航空局長等は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合でも、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

### 7. 提案の評定

V E 提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、別途定める評定要領に基づき、V E 審査委員会において評定を行うものとする。

### 8. 提案内容の保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。なお、この

旨を入札説明書又は技術資料作成要領、特記仕様書等において記載することにより周知するものとする。

#### 9. 責任の所在

航空局長等がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書又は技術資料作成要領、特記仕様書等に記載するものとする。

#### 10. 入札公告又は技術資料の収集に係る掲示及び特記仕様書に明示する事項

提案を求める場合において、入札公告又は技術資料の収集に係る掲示及び特記仕様書に次の事項を加える。

##### (1) 入札公告又は技術資料の収集に係る掲示

- ① 契約後V E の試行工事であること。
- ② 詳細を特記仕様書で明記していること。

##### (2) 特記仕様書

- ① 上記項目2、4(3)、5、6、8及び9に関すること
- ② V E 提案を提出する際の様式。

附 則 (平成22年9月30日 国空予管第587号)

1. この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(別紙)

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。